

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

176

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項の申出対象となる区域の追加

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

内閣府、国土交通省

求める措置の具体的内容

公有地の拡大の推進に関する法律(以下「公拡法」という。)第5条第1項の地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出の対象となる土地に、地域再生法第5条第2項第1号に定める地域再生計画の区域を追加することを求める。

具体的な支障事例

現行制度では都市計画区域外が申出の対象とならないことから、次のような支障が生じており、結果的に公有地の取得に遅れが出ている。

①都市計画区域を持たない市町村や合併した市町村の区域において、市町村が道の駅や診療所を設置しようとする場合、これらの事業の地権者は当該申出をすることができないことから、これらの事業に協力しても、公拡法に基づいて都市計画区域内の地権者が受けられる税制上の特例を受けることができない。

②都市計画区域でない区域における公有地取得の交渉において、金額面で折り合わないときは、土地収用法第20条の事業の認定を受けることによる税制上の特例を活用することになるが、事業認定の申請には、作成する書類が多いこと、手数料がかかること、認定に一定の時間を要すること等、市町村の負担が大きい。また、事業の認定を行う都道府県においても、認定事務は現地調査の実施、認定内容の公告が必要となるなど事務量が大きく、負担が大きい。

地域再生法第5条第2項第1号に定める地域再生計画の区域を追加すれば、都市計画区域外においても申出の対象とすることができることから、これらの支障は解決するものと考えられる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都市計画区域を持たない町村や、都市計画区域を持たない町村と合併した市町村における都市計画区域外において、公有地の拡大が推進されることにより、地域の健全な発展と秩序ある整備が促進される。事業認定手続に要していた金銭負担及び事務量が軽減される。

根拠法令等

公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

茨城県

-